

# 収入保険の仕組み

収入保険にご加入いただけるのは、青色申告を行っている農業者です。

○加入申請時に青色申告の実績が1年分あれば加入できるので、就農して間もない方や、現在、白色申告を行っている方でも早期に加入できます。

農業者が保険期間中に生産・販売する農作物の販売収入全体が対象となります。

○米、畑作物、野菜、果樹、花、しいたけ、茶、はちみつ、牛乳など、ほとんどの農作物をカバーします。簡易な加工品（精米など）も含まれます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので対象外となります。

※収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の補償限度額（最高9割）を下回った場合に、下回った額の一定額割合（最高9割）を補てんします。

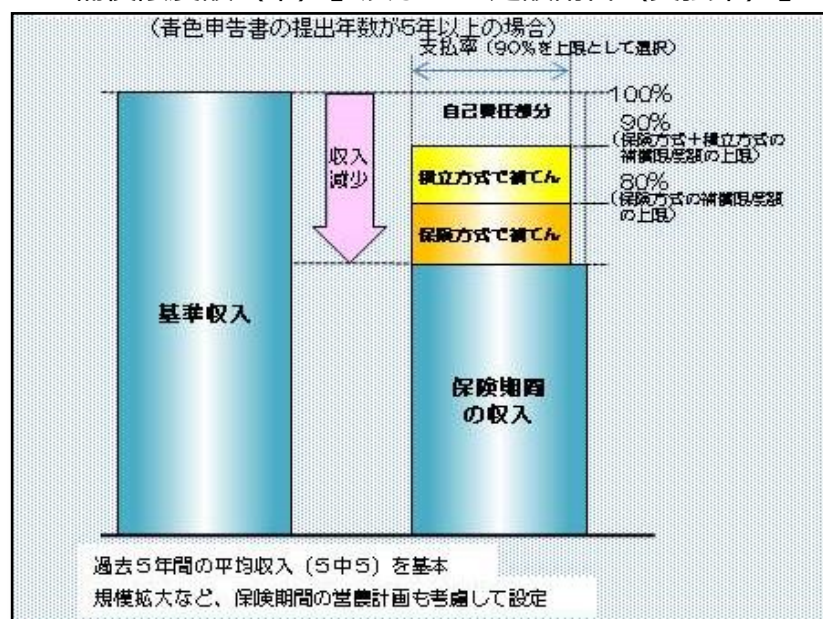
○掛金は「掛捨ての保険方式（保険料）」と、「掛捨てとならない積立方式（積立金）」の組み合わせができます。

○保険料には50%、積立金には75%、また事務費には50%の国庫補助が適用されます。

○積立金は自分のお金なので、補てんに使われなければ、翌年へ持ち越されます。

※『基準収入』については、過去5年間の平均収入を基本（過去5年間の青色申告実績がない場合は、実績のある年の平均収入）としつつ、保険期間の営農計画を考慮して設定します。

※『補償限度額（率）』及び『一定額割合（支払率）』については、加入者が選択できます。



○基準収入が1,000万円の加入1年目の農業者の掛金は、32.5万円（保険料7.8万円、積立金22.5万円、事務費2.2万円）となります。

※掛捨ての保険方式80%と掛捨てではない積立方式10%で加入した場合です。

※保険料と事務費は50%、積立金は75%の国庫補助を適用した金額です。



様々なリスクに備えて、収入保険に加入しましょう！

<お問い合わせ先> NOSAI 中濃地域郡上支所 収入保険担当 ☎0575-88-0080